

## 「写り込みに係る権利制限規定の拡充に関する中間まとめ」への意見

2019年11月29日

一般社団法人 日本知的財産協会  
次世代コンテンツ政策PJ

今回の中間まとめにて示された見直しの方向性は、分離困難性の要件を削除し、代わりに「正当（又は相当）な範囲内において」などの要件を設定することで、日常一般的に行われている行為を広く権利制限の対象に含めるものであり、これまでの JIPA の主張<sup>1</sup>にも沿ったものとして評価できる。

また、「写真の撮影、録音又は録画」の要件の見直しによって、生放送や生配信など固定を伴わない場合に生じる写り込みが権利制限の対象になることは、活発に行われているインターネットを用いた生放送・生配信をより安心して行えることにつながり、歓迎すべきことである。

なお、「軽微性」の考慮要素を明記する方向の改正については、中間まとめにおいて、「法第47条の5第1項の規定も参考にしつつ」とされているところ、法第30条の2と第47条の5とでは規定の趣旨や利用態様が異なることを踏まえて、各考慮要素が法第30条の2に適しているのか、規定することで適切な利用を阻害することがないのかを立法事実に沿って検討頂きたい。例えば、法第47条の5第1項では考慮要素とされている「表示の精度」は、典型的には検索エンジンにおけるサムネイル表示が念頭に置かれた規定であるが、今回問題となる「写り込み」においては、写り込むものは、メインの被写体と同程度の表示の精度で写り込むこともあるため、法第30条の2の考慮要素とすることが適切か疑問であるとの指摘があった。

ともあれ、JIPA としては、本「写り込みに係る権利制限規定の拡充に関する中間まとめ」で提言されている方向性は歓迎すべきものであり、それに沿って早期かつ確実に法改正を進めて頂きたいと考える。

以上

<sup>1</sup> JIPA デジタルコンテンツ委員会「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会「権利制限の一般規定に関する中間まとめ（案）」に対する意見」（2010年8月3日）

[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hosei/h22\\_07/pdf/shiryo\\_4.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hosei/h22_07/pdf/shiryo_4.pdf)